

収支内訳書は罰則のない「訓示規定」 提出しない事で不利益な扱いは受けません

確定申告を終えた会員から「『収支内訳書』が税務署から送られてきたが、どうしたらいいのか?」との問い合わせが来ています。

「収支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。

消費税の「控除対象仕入税額の計算表」についても罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と回答しています。

また、区役所から「国民健康保険所得申告書」(下図参照)も送付されて来

ていますが、確定申告を行うに際しては提出する必要はありません。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合います。

多くの会員に送付されている、国民健康保険所得申告書



申告の内容をもとに保険料を計算します。届き方は税務署に問い合わせてください。

第40回定期総会の発言① 毎月の支部会・班会に取り組んで

宮坂八重子(理事・第1支部長)

第1支部では、民商・全商連の基本方針である「集まって、話し合い、相談し、助け合う」民商運動を実践しようと、毎月1回の支部会や班会を定期的に開いています。

会員・家族の皆さんは仕事に忙しいせいも、参加人数が少ないのが悩みです。集まった会員とは商売の事や今の政治・社会の事等、民商の方針や機関会議の報告等話しかけています。これからはいろいろな工夫をしながら、参加する会員・家族を増やしていきたいと思



▲発言する安保代議員と宮坂理事

昨年担当事務局と一緒に全会員訪問を数回に分けて行いました。確定申告の自主計算パンフを渡しながらの訪問は、ある時は吹雪の中で前が全く見えない中、会員さんの家を目指して回りま

した。大変な苦労もありましたが、遠い所(北区等)に住んでいる会員さんへ、「わざわざ来て頂いてありがとうございます。お会いできてよかったです。御苦労さまです」と私たちの訪問をたいへん喜んでいました。

会費の長期未収会員も訪問する中で、商売と生活が困難な状況が見えてきました。そうした中でも「役員の方に来てもらうたので、会費は少しづつでも頑張って納めます」と言ってくれました。

3月の確定申告とあわせて、第1支部では、8人の新しい仲間を増やす事ができ、年間増勢を達成しました。毎月の支部会・班会で「仲間を増や



▲年間増勢で表彰を受ける第1支部

す大切さ」を呼びかけてきた結果だと思えます。

4月14日に開かれた支部総会では、支部の新しい役員体制も決まり、本会や共済会の役員も選出する事ができました。

支部総会と今日の中部民商総会を一つの区切りとして、第1支部では引き続き毎月の支部会を功させ、会員同士のつながりを強め、仲間ふやしができる支部にしていきたいと思っています。

皆さんと一緒に頑張っていく事を決意して、発言とします。